

川崎市病院局情報化推進本部設置要綱

19川病総経第 362号

平成19年 4月 1日

(目的及び設置)

第1条 病院局における重要な情報化施策について、調査審議及び調整を行うため、川崎市病院局情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、病院局長をもって充てる。

3 副本部長は、病院局総務部長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 川崎病院長

(2) 井田病院長

(3) 病院局経営企画室長

6 推進本部は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

(推進本部の所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 重要な情報化施策の企画及び立案に関すること。

(2) 重要な情報化施策の評価及び調整に関すること。

(3) 重要な情報化施策の進行管理に関すること。

(4) 重要な情報セキュリティ対策に関すること。

(5) その他本部長が必要と認める事項

(庶務)

第4条 推進本部の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。